

発議案第2号

令和6年3月28日

四街道市議会議長 関根 登志夫 様

提出者 四街道市議会

議会運営委員会委員長 石山 健作



四街道市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、全国市議会議長会から標準市議会会議規則の一部改正が提示されたこと等により、所要の規定の整備を行うため提案するものであります。

四街道市議会会議規則の一部を改正する規則

四街道市議会会議規則（昭和56年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「公聴会、参考人」を「公聴会及び参考人」に、「第90条—第94条」を「第90条—第94条の2」に、「第166条」を「第166条・第166条の2」に、「第168条」を「第167条の2—第168条」に改める。

第2条第2項中「あって」を「あつて」に改める。

第3条中「また」を「、また」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項本文中「ときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条中「そなえ」を「備え」に改める。

第15条中「再び」を「、再び」に改める。

第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第27条中「（選挙の宣言）」を削る。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備え付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第37条第1項中「（請願の委員会付託）」を削り、「聞き」を「聴き」に改める。

第38条中「まつて」を「待つて」に改める。

第39条第1項中「ついで」を「次いで」に改める。

第44条第2項中「審査」の次に「又は調査」を加え、「（付託事件を議題とする時期）」を削り、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条、第52条第1項及び第55条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第64条中「（質疑又は討論の終結）」を削る。

第66条中「がたい」を「難い」に、「写」を「写し」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第67条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第70条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「がたい」を「難い」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第74条中「（議場の出入口閉鎖）」、「（投票用紙の配布及び投票箱の点検）」、「（投票）」、「（投票の終了）」、「（開票及び投票の効力）」、「（選挙結果の報告）」及び「（選挙関係書類の保存）」を削る。

第76条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第77条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第1章中「第9節 公聴会、参考人」を「第9節 公聴会及び参考人」に改める。

第78条中「あった」を「あつた」に改める。

第80条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定により」に改める。

第84条第1項中「あった」を「あつた」に改める。

第85条第1項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改め、同条第2項中「によって速記する」を「その他議長が適当と認める方法によって記録する」に改める。

第86条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）」を削る。

第88条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第91条第2項中「あって」を「あつて」に改める。

第2章第1節中第94条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第100条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第114条及び第116条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第117条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。。）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第118条に次の1項を加える。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第125条の見出し中「朗読」を「配付」に改め、同条中「がたい」を「難い」に、「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第126条第6項中「、委員」を「委員」に改める。

第127条中「第1章第4節」を「、第1章第4節」に改める。

第128条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第129条に次のただし書きを加える。

ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第131条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「がたい」を「難い」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第132条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第135条中「（投票用紙の配布及び投票箱の点検）」、「（投票）」、「（投票の終了）」、「（開票及び投票の効力）」及び「（選挙結果の報告）」を削る。

第137条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第138条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第139条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第141条第1項ただし書きを次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第141条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第141条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第142条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第143条中第1項中「意見を付け、」を削り、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第145条中「、その内容が請願に適合するもの」を「議長が必要があると認めるもの」に改める。

第149条中「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を削る。

第150条を次のように改める。

（決定の通知）

第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第152条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第157条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第159条中「すべて」を「全て」に改める。

第160条第2項ただし書中「（秘密の保持）」を削る。

第161条中「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を削り、「議決することは」を「議決することが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（代理弁明）

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

第166条第3項中「当たって」を「当たつて」に改め、第7章中同条の次に次の1条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第166条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第9章中第168条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第167条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第66条、第86条、第125条、第140条第1項及び第141条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認

識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたもの（閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えるこ

とができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行なうことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第167条の3 この規則の規定（第28条第1項（第74条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行なうことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第168条ただし書中「諮って」を「諮つて」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。